

鶴岡市告示第448号

下記の者、居所不明等により、書類の送達が不能となったため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び鶴岡市市税条例(平成17年鶴岡市条例第67号)第18条の規定により公示する。

なお、送達すべき書類は総務部納税課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年6月24日

鶴岡市長 佐藤 聡

記

送達を受けるべき者

番号	送達すべき書類	送達を受けるべき者	備考
1	地方税法の規定による書類	日本観光株式会社	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			